

佐賀市「人権だより」

No.5

令和5年2月発行
佐賀市人権・同和政策・男女参画課
Tel 40-7367 Fax 34-4549
E-mail jinken@city.saga.lg.jp

佐賀市では、全ての人が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会」の実現をめざしています。人権だよりを通して人権問題に関心を持ち、理解を深めていただければ幸いです。ぜひご覧下さい。

外国人の人権について

現在、佐賀市内には2,062人の外国人が在留しており（令和4年12月31日現在）、それぞれ違った言語や宗教・文化や習慣をもった人たちがともに暮らしています。

しかし、全国的には、その違いにより外国人をめぐって「アパートの入居を拒否される」「外国人を排斥するような発言（ヘイトスピーチ）」などの様々な人権問題が発生しています。

在住外国人が直面する3つの壁

言葉の壁

- 日本語の書類の意味がわからず、必要な手続きができない（遅れてしまう）
- 日本語での会話ができずに様々なシーンでコミュニケーションがとれない
- 多言語に対応していないサービスに苦勞することがある

制度・文化の壁

- 母国の習慣や文化を理解してもらえず、苦勞することがある
- 制度に関する知識不足により必要なサービスがうけられない

心の壁

- 外国人であることや、ある特定の出身者であることを理由とする差別発言
- 「〇〇人だから□□だ」といった決めつけ
- 外国人が日本語を話せないことによる対応拒否



文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重することが大切

やさしい日本語で伝えてみよう

やさしい日本語とは、1995年の阪神・淡路大震災をきっかけにつくられ、普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語となっています。また、やさしい日本語は外国人だけでなく、ちいさな子どもや高齢者、障がいのある方にも効果的です。

【例題】

- ・高台に避難してください ⇒ 高いところ^{たか}に^いにげて（行って）
- ・土足厳禁 ⇒ くつはだめ・くつをぬいでください
- ・電車の運転見合わせ ⇒ 電車^{てんしゃ}はいま動^{うご}いていません

難しい漢字を使わない、方言を使わない。
尊敬語や謙譲語ではなく丁寧語を使うことなどがポイント